

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>(目次)</p> <p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第74条 (略)</p> <p>第74条の2 <u>ahamoインターネット接続サービス等の利用等</u></p> <p>第75条～第84条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(一般契約申込の方法)</p> <p>第8条 一般契約 (コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの及びコースBに係るものを除きます。)の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う5Gサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>一般契約 (コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限り、以下次項及び第5項において同じとします。)の申込みをすることができる者は、その一般契約申込みのために新たにdアカウント (当社が別に定めるdアカウント規約に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はビジネスdアカウント (当社が別に定めるビジネスdアカウント規約に規定するものをいいます。以下同じとします。)の発行を受けていると当社が確認した者として</u></p> <p>4 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う5Gサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>5 <u>前項の場合において、一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。</u></p> <p>ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。</p> <p>6 一般契約 (コースBに係るものに限り、)の申込みをすることができる者は、次の全てに該当する者として</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) dアカウントの発行を受けている者</p> <p>(3) <u>dポイントクラブ会員番号 (当社が別に定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下同じとします。)の割り当てを受けている者</u></p> <p>(4) <u>オンライン発行dポイントカード番号 (当社が別に定めるdポイントクラブ特約に規定するものをいいます。以下同じとします。)の交付を受けている者</u></p> <p>7～8 (略)</p> <p>第9条～第12条 (略)</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第74条 (略)</p> <p>第74条の2 <u>ahamoインターネット接続サービスの利用等</u></p> <p>第75条～第84条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(一般契約申込の方法)</p> <p>第8条 一般契約 (コースBに係るものを除きます。)の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う5Gサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般契約 (コースBに係るものに限り、)の申込みをすることができる者は、次の全てに該当する者として</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が別に定めるdアカウント規約に規定するdアカウントの発行を受けている者</p> <p>(3) <u>当社が別に定めるdポイントクラブ会員規約に規定するdポイントクラブ会員番号の割り当てを受けている者</u></p> <p>(4) <u>当社が別に定めるdポイントクラブ特約に規定するオンライン発行dポイントカード番号の交付を受けている者</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>第9条～第12条 (略)</p>

(一般契約に係る電話番号保管)

第13条 当社は、一般契約者（コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別又はコースBを選択している者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る5Gの電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その5Gを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2～5 (略)

(一般契約の区分の変更)

第13条の2 一般契約者（コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者を除きます。以下この条において同じとします。）は、一般契約に係る区分の変更を請求することができます。

2 前項の規定にかかわらず、一般契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限ります。）を請求することができる一般契約者は、次の全てに該当する者としてします。

- (1) (略)
- (2) dアカウントの発行を受けている者
- (3) dポイントクラブ会員番号の割り当てを受けている者
- (4) オンライン発行dポイントカード番号の交付を受けている者

第14条 (略)

(一般契約に係る名義変更)

第15条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます。

2 前項の規定にかかわらず、一般契約（コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限り）に係る名義変更の請求は、新たにその一般契約者になるうとする者がその名義変更請求のために新たにdアカウント又はビジネスdアカウントの発行を受けていると当社が確認した場合に限り、行うことができます。

3 第1項の規定にかかわらず、一般契約（コースBに係るものに限ります。）に係る名義変更の請求は、新たにその一般契約者になるうとする者が次の全てに該当する場合に限り、行うことができます。

- (1) (略)
- (2) dアカウントの発行を受けている者
- (3) dポイントクラブ会員番号の割り当てを受けている者
- (4) オンライン発行dポイントカード番号の交付を受けている者

4 一般契約者は、前3項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属5Gサービス取扱所に請求していただきます。

5 (略)

6 当社は、第4項に規定する請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1)～(8) (略)

7 (略)

8 前7項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

(1)～(4) (略)

第16条～第17条 (略)

第3節 (略)

第3章の2 (略)

(一般契約に係る電話番号保管)

第13条 当社は、一般契約者（コースBを選択している者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る5Gの電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その5Gを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2～5 (略)

(一般契約の区分の変更)

第13条の2 一般契約者は、一般契約に係る区分の変更を請求することができます。

2 前項の規定にかかわらず、一般契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限ります。）を請求することができる一般契約者は、次の全てに該当する者としてします。

- (1) (略)
- (2) 当社が別に定めるdアカウント規約に規定するdアカウントの発行を受けている者
- (3) 当社が別に定めるdポイントクラブ会員規約に規定するdポイントクラブ会員番号の割り当てを受けている者
- (4) 当社が別に定めるdポイントクラブ特約に規定するオンライン発行dポイントカード番号の交付を受けている者

第14条 (略)

(一般契約に係る名義変更)

第15条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます。

2 前項の規定にかかわらず、一般契約（コースBに係るものに限ります。）に係る名義変更の請求は、新たにその一般契約者になるうとする者が次の全てに該当する場合に限り、行うことができます。

- (1) (略)
- (2) 当社が別に定めるdアカウント規約に規定するdアカウントの発行を受けている者
- (3) 当社が別に定めるdポイントクラブ会員規約に規定するdポイントクラブ会員番号の割り当てを受けている者
- (4) 当社が別に定めるdポイントクラブ特約に規定するオンライン発行dポイントカード番号の交付を受けている者

3 一般契約者は、前2項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属5Gサービス取扱所に請求していただきます。

4 (略)

5 当社は、第3項に規定する請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1)～(8) (略)

6 (略)

7 前6項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

(1)～(4) (略)

第16条～第17条 (略)

第3節 (略)

第3章の2 (略)

<p>第4章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第24条 当社は、5 G 契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当社は、5 G 契約 (コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。) の申込み又は5 G 契約に係る区分の変更 (コースBへの変更に限ります。) の請求の際に、別表2に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p> <p>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、5 G 契約 (コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの及び一般契約に係る区分のうちコースBに係るものを除きます。) においては別表2 (付加機能等) に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能及び位置情報受信機能 (タイプ2に係るものに限ります。)、5 G 契約 (一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。) においては別表2に規定する迷惑電話おこわり機能とします。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>第5章~第6章 (略)</p> <p>第7章 利用中止等</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第37条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間 (5 G サービスに係る料金その他の債務 (この約款の規定により、支払いを要することとなった5 G サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第57条 (債権の譲渡等) の規定により、当社が請求事業者 (第57条に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。) へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第56条、第57条、第75条、第77条及び第87条において同じとします。) を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その5 G サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p>2 当社は、前項第1号から第9号又は第11号の規定により5 G サービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。</p> <p>ただし、本条第1項第5号により利用停止を行う場合であって緊急やむを得ないとき又は第70条第1項第17号の規定によるときは、この限りではありません。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 通信利用の制限</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第41条 5 G サービス、X i サービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部</p>	<p>第4章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第24条 当社は、5 G 契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当社は、5 G 契約の申込み又は5 G 契約に係る区分の変更 (コースBへの変更に限ります。) の請求の際に、別表2に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p> <p>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、5 G 契約 (一般契約に係る区分のうちコースBに係るものを除きます。) においては別表2 (付加機能等) に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能及び位置情報受信機能 (タイプ2に係るものに限ります。)、5 G 契約 (一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。) においては別表2に規定する迷惑電話おこわり機能及び位置情報通知機能とします。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>第5章~第6章 (略)</p> <p>第7章 利用中止等</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第37条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間 (5 G サービスに係る料金その他の債務 (この約款の規定により、支払いを要することとなった5 G サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第57条 (債権の譲渡等) の規定により、当社が請求事業者 (第57条に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。) へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第56条、第57条、第75条、第77条及び第87条において同じとします。) を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その5 G サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p>2 当社は、前項第1号から第9号又は第11号の規定により5 G サービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。</p> <p>ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 通信利用の制限</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第41条 5 G サービス、X i サービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部</p>
--	--

を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している 5 G（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～5（略）

6 当社は、前 5 項の規定によるほか、5 G サービスの通信に関して、次の措置をとることがあります。

(1) 窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された又は当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約、ケータイ補償サービスご利用規約若しくはケータイ補償サービス for iPhone & iPad ご利用規約（以下この条において「ケータイ補償お届けサービスご利用規約等」といいます。）に規定する旧電話機（その端末設備の購入日から起算して当社が定める期間内に、ケータイ補償お届けサービスご利用規約等の規定に基づき補償対象となったものに限り。）であると判断し又は代金債務（端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、5 G サービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置

(2) 一般契約（第 8 条（一般契約申込の方法）第 3 項に規定するものに限り。）の申込みを当社が承諾した場合であって、その一般契約において 5 G サービスを利用するためのものとして当社が取扱所交換設備に登録した自営端末設備以外の自営端末設備（移動無線装置にその一般契約に係るドコモ U I M カード等を装着したものに限り。）又は自営電気通信設備（移動無線装置にその一般契約に係るドコモ U I M カード等を装着したものに限り。）が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置条（一般契約申込の方法）第 3 項の規定により一般契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、その一般契約に係る者があらかじめ指定して当社が取扱所交換設備に登録した自営端末設備以外の自営端末設備（その一般契約に係るドコモ U I M カード等を装着した移動無線装置に係るものとしてが契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置

7～9（略）

(注)（略）

第42条～第43条（略）

第 3 節（略）

第 9 章～第 11 章（略）

第 12 章 雑則

第64条～第69条（略）

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(16)（略）

(17) 当社へ設置場所住所（home 5G）（当社が別に定める提供条件書に規定するものをいいます。以下同じとします。）を届け出たときは、当社が定める方法により、その 5 G 契約に係るドコモ U I M カード等を装着した移動無線装置がその設置場所住所（home 5G）に在圏している状態にすること。

2～6（略）

(注 1)～(注 2)（略）

第71条（略）

を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している 5 G（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～5（略）

6 当社は、前 5 項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された又は当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約、ケータイ補償サービスご利用規約若しくはケータイ補償サービス for iPhone & iPad ご利用規約（以下この条において「ケータイ補償お届けサービスご利用規約等」といいます。）に規定する旧電話機（その端末設備の購入日から起算して当社が定める期間内に、ケータイ補償お届けサービスご利用規約等の規定に基づき補償対象となったものに限り。）であると判断し又は代金債務（端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、5 G サービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

7～9（略）

(注)（略）

第42条～第43条（略）

第 3 節（略）

第 9 章～第 11 章（略）

第 12 章 雑則

第64条～第69条（略）

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(16)（略）

2～6（略）

(注 1)～(注 2)（略）

第71条（略）

<p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)</p> <p>第72条 5 G 契約 (コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。)の申込み又は5 G 契約に係る区分の変更 (コースBへの変更に限ります。)の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第73条～第74条 (略)</p> <p>(ahamoインターネット接続サービス等の利用等)</p> <p>第74条の2 5 G 契約者 (一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者に限ります。)は、ahamoインターネット接続サービス (当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス (当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。)を利用できるようにするものをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。この場合において、ahamoインターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 5 G 契約者 (コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者に限ります。)は、インターネット接続サービス (当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス (当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。)を利用できるようにするものをいいます。以下この条において同じとします。)を利用することができます。この場合において、インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 当社は、ahamoインターネット接続サービス及びインターネット接続サービスに規定するの利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>4 電波状態等により、ahamoインターネット接続サービス及びインターネット接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>第75条～第84条 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第85条～第89条 (略)</p> <p>(情報提供サービス)</p> <p>第90条 当社は、5 G 契約者 (コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別又は一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、別表2 (付加機能等)に規定する情報提供サービスを提供します。この場合において、情報提供サービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第91条～第94条 (略)</p> <p>料金表 通則 1～11 (略)</p> <p>12 当社は、1の5 G サービスにおいて、コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択していること若しくは別表2 (付加機能等)に規定するspモード機能の提供を受けていること並びに料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき (当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、その5 G サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p>	<p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)</p> <p>第72条 5 G 契約の申込み又は5 G 契約に係る区分の変更 (コースBへの変更に限ります。)の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第73条～第74条 (略)</p> <p>(ahamoインターネット接続サービスの利用等)</p> <p>第74条の2 5 G 契約者 (一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者に限ります。)は、ahamoインターネット接続サービス (当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス (当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。)を利用できるようにするものをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。この場合において、ahamoインターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、ahamoインターネット接続サービスの利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>3 電波状態等により、ahamoインターネット接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>第75条～第84条 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第85条～第89条 (略)</p> <p>(情報提供サービス)</p> <p>第90条 当社は、5 G 契約者 (一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、別表2 (付加機能等)に規定する情報提供サービスを提供します。この場合において、情報提供サービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第91条～第94条 (略)</p> <p>料金表 通則 1～11 (略)</p> <p>12 当社は、1の5 G サービスにおいて、別表2 (付加機能等)に規定するspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき (当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、その5 G サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p>
--	---

<p>ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>13～34 (略)</p> <p>35 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 5 G (コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの又は一般契約に係る区分のうちコースBに係るものを除きます。)において、別表2 (付加機能) に規定するspモード機能の提供を受けていないとき。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>36～49 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別記 1～7 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和3年8月24日経企第1362号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和3年8月27日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>13～34 (略)</p> <p>35 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 5 G (一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。)において、別表2 (付加機能) に規定するspモード機能の提供を受けていないとき。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>36～49 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別記 1～7 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>
---	--

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p>(特定X i等の指定)</p> <p>第12条の2 契約者は、特定X i等（1のI P通信網契約について、契約者が指定する1の5 G、F O M A又はX i（当該契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用F O M Aに係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 基本使用料の料金種別が、<u>当社が別に定める提供条件書に規定するhome 5Gプラン又はF O M Aサービス契約約款に規定するF O M Aプラン39等、F O M Aデータプラン22、タイプ2in1若しくはタイプS S 2in1等であるもの。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第12条の3～第17条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p>附 則 (令和3年8月24日経企第1362号) この改正規定は令和3年8月27日から実施します。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p>(特定X i等の指定)</p> <p>第12条の2 契約者は、特定X i等（1のI P通信網契約について、契約者が指定する1の5 Gサービス、F O M A又はX i（当該契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用F O M Aに係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 基本使用料の料金種別がF O M Aサービス契約約款に規定するF O M Aプラン39等、F O M Aデータプラン22、タイプ2in1又はタイプS S 2in1等であるもの。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第12条の3～第17条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p>

5 G 契 約 、 X i 契 約 及 び F O M A 契 約 に 関 す る 取 扱 い

[改 正]	[現 行]
<p>株式会社N T Tドコモ（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」及び「初期契約解除」に基づく取扱いを以下のとおり定め、5 Gサービス、X i サービス及びF O M Aサービスにかかる契約に適用します。</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p>1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「5 Gサービス契約約款」、「X i サービス契約約款」又は「F O M Aサービス契約約款」の定めるところによります。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 「契約者住所等」とは、契約者の住所、請求書等の送付先住所 <u>又は</u>当社が別に定める提供条件書に規定するLTE 上空利用場所 <u>若しくは</u>設置場所住所（home 5G）の何れかをいいます。</p> <p>(4)（略）</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 5 月 21 日 制定 平成 29 年 12 月 1 日 改定 令和 2 年 3 月 25 日 改定 令和 2 年 12 月 1 日 改定 令和 3 年 7 月 8 日改定 <u>令和 3 年 8 月 27 日最終改定</u></p>	<p>株式会社N T Tドコモ（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」及び「初期契約解除」に基づく取扱いを以下のとおり定め、5 Gサービス、X i サービス及びF O M Aサービスにかかる契約に適用します。</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p>1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「5 Gサービス契約約款」、「X i サービス契約約款」又は「F O M Aサービス契約約款」の定めるところによります。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 「契約者住所等」とは、契約者の住所、請求書等の送付先住所又は当社が別に定める提供条件書に規定するLTE 上空利用場所の何れかをいいます。</p> <p>(4)（略）</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 5 月 21 日 制定 平成 29 年 12 月 1 日 改定 令和 2 年 3 月 25 日 改定 令和 2 年 12 月 1 日 改定 令和 3 年 7 月 8 日最終改定</p>